2013年漁業センサス結果(海面漁業経営体調査)の概要(確報)

平成25年11月1日調査

高知県総務部統計課 平成27年3月31日

2013年漁業センサス結果(海面漁業経営体調査)の概要(確報) 平成25年11月1日調査

1 海面漁業の基本構造

高知県の漁業経営体数は2,244、漁業就業者数は3,970、漁船の隻数は3,321で前回調査(H20.11.1)と 比べて、漁業経営体数が517減、漁業就業者数が935減、漁船の隻数が815減となっています。

第1表 海面漁業の基本構造

単位:経営体

	平成 25 年	平成 20 年	增減率(%)	
漁業経営体数	2,244	2,761	△ 18.7	
漁業就業者数	3,970	4,905	△ 19.1	
漁船の隻数	3,321	4,136	△ 19.7	

2 漁業経営体数

漁業経営体数は、昭和43年の6,275をピークとして、昭和63年以降、毎回減少しています。 小海区別に見た場合もおおむね同様の減少傾向にあり、前回調査と比べ、安芸海区 117 減、中土佐海区 231 減、幡多海区 169 減となっています。

第2表 小海区別経営体数

単位:経営体

左	年		次	経営体数	安芸海区	中土佐海区	幡多海区	
平	成	1	0	年	3,610	725	1,355	1,530
平	成	1	5	年	3,158	697	1,078	1,383
平	成	2	0	年	2,761	584	932	1,245
平	成	2	5	年	2,244	467	701	1,076
前回	調査	からの	増	減 率	△ 18.7	△ 20.0	△ 24.8	△ 13.6

注:安芸海区(東洋町から芸西村)、中土佐海区(香南市から四万十町)、幡多海区(黒潮町から宿毛市)



(1) 漁業層別経営体

経営体数を沿岸及び沿岸以外の漁業層別にみると、前回調査と比べ、いずれも減少しています。沿岸漁業層では486減、沿岸以外の漁業層は31減となっています。

第3表 沿岸及び沿岸以外の漁業層別経営体数

単位:経営体

漁業層		経営	体数	構成.	比(%)	増減率(%)
	侃未眉	平成 25 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 20 年	上百(水 二十 (70)
総	数	2,244	2,761	100.0	100.0	△ 18.7
内	沿岸漁業層	2,049	2,535	91.3	91.8	△ 19.2
訳	沿岸以外の漁業層	195	226	8.7	8.2	△ 13.7

- 注:1 沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及 び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
 - 2 沿岸以外の漁業層とは、上記以外(10 以以上の動力漁船使用)の階層をいう。

(2) 組織別経営体

経営体数を組織別にみると、前回調査と比べ、個人経営体では 493 減、団体経営では、24 減となっています。

第4表 経営組織別経営体数

単位:経営体

	経営組織	経営	体数	構成」	比(%)	増減率(%)	
	产品和	平成 25 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 20 年	增加学(%)	
総	数	2,244	2,761	100.0	100.0	△ 18.7	
個人経営		2,133	2,626	95.1	95.1	△ 18.8	
団体	経営	111	135	4.9	4.9	△17.8	
	会社経営	75	78	3.3	2.8	$\triangle 3.8$	
н-	漁業協同組合	3	2	0.1	0.1	50.0	
内訳	漁業生産組合	-	1	-	0.0	△100	
八百	共同経営	33	54	1.5	2.0	△ 38.9	
	その他	-	-	-	-	-	

(3) 出荷先別経営体

出荷先別延べ経営体数をみると、漁業協同組合の市場又は荷さばき所が最も多く、78.6%の経営体が出荷先としています。前回も77.9%の経営体が出荷先としています。

第5表 出荷先別延べ経営体数 (複数回答)

単位:経営体

出荷先	漁協の市場又 は荷さばき所	漁協以 外の卸 売市場	流通業者・加工業者	小売業	生協	直売所	自家販売	その他
平成 25 年	1,764	183	407	72	1	34	104	155
平成 20 年	2,152	283	370	139	2	33	159	160
増減率	△18.0	△35.3	△10.0	△48.2	△50.0	3.0	△34.6	$\triangle 3.1$

(4) 販売金額規模別経営体

漁獲物・収穫物の販売金額規模別の経営体数をみると、販売金額が5百万円未満の経営体は1,562 (構成比69.6%) と全体の7割を占めています。また、販売金額が5千万円以上の経営体は138 (同6.1%) あります。前回調査と比べると、殆んどの販売金額規模で減少しているが、1千万円以上5千万円未満では42増加している。

第6表 漁獲物・収穫物の販売金額別経営体数

単位:経営体数

	1百万円	1 百万円	5 百万円	1千万円	5千万円	1億円	10 億円	計
	未満	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim	以上	
		5 百万円	1千万円	5千万円	1 億円	10 億円		
平成 25 年	951	611	245	299	62	73	3	2,244
平成20年	1,150	866	316	257	69	98	5	2,761
増減率	△17.3	△29.4	$\triangle 22.5$	16.3	△10.1	$\triangle 25.5$	△40.0	△18.7

(5) 漁業種類別経営体

営んだ漁業種類別経営体数が全国の高順位にある漁業種類は、次のとおりです。

第7表 漁業種別経営体数

単位:経営体

漁業種類	高知県の経営体数	全国の経営体数	全国順位	構成比						
				(%)						
沿岸かつお一本釣	176	537	1位	32.8						
近海まぐろはえ縄	41	217	3位	18.9						
中・小型まき網	62	514	3位	12.1						

(6) 専兼業別経営体

個人経営体を専兼業別にみると、前回調査と比べ、専業は143減、兼業は350減で、兼業のうち漁業が主は286減、漁業が従は64減となり、「漁業が主」が「漁業が従」より少なくなっています。

第8表 專兼業別個人経営体数

単位:経営体

	専業区分		経営	体数	構成	比(%)	増減率(%)	
与未 区刀		平成 25 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 20 年	1百/叹字(%)		
総	数		2,133	2,626	100.0	100.0	△ 18.8	
専	業		1,443	1,586	67.7	60.4	\triangle 9.0	
兼	業		690	1,040	32.3	39.6	△ 33.7	
4	寸訳	漁業が主	305	591	14.3	22.5	△ 48.4	
P	ノロト	漁業が従	385	449	18.0	17.1	△ 14.3	

(7) 後継者別経営体

個人経営体を後継者の有無別をみると、後継者がいない経営体が87.8%を占めています。 後継者がいる経営体は、前回調査に比べて103減少しています。

第9表 後継者別経営体数

単位:経営体

	平成 25 年	平成 20 年	増減率(%)
後継者あり	260	363	△28.4
後継者なし	1,873	2,263	△17.2
計	2,133	2,626	△18.8

3 漁業就業者数

漁業就業者数は、前回調査と比べ935人減となっています。就業者数を性別でみると、男子就業者が全体の95.3%を占めています。

男子就業者を年齢別でみると、全ての年齢層で減少しています。

また、男子の60才以上が全体の50.7%を占めており、高齢化が進んでいます。

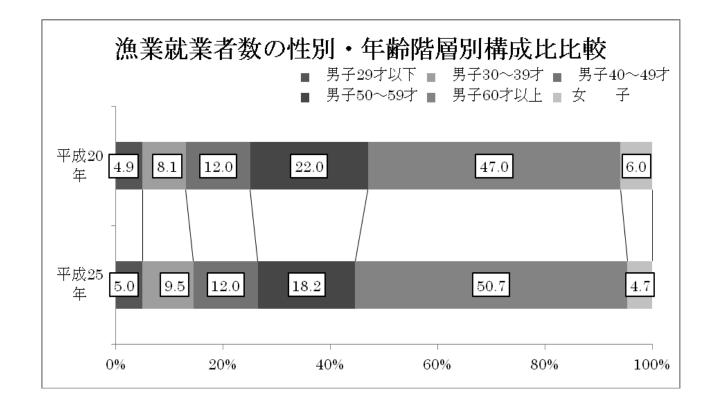
なお、新たに把握した新規就業者については、41人となっています。

注:新規就業者とは、調査期日前の過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者いずれかに該当する者をいう。

第10表 性別・男子年齢階層別漁業就業者数

単位:人

\\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1. 年齢階層別	漁業就夠		構成.	比(%)	増減率(%)	
江土力	17、十烟的白/官方(1	平成 25 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 20 年	F百/叹子·(70)	
総	数	3,970	4,905	100.0	100.0	△ 19.1	
	29 才以下	197	242	5.0	4.9	△18.6	
	30~39才	376	398	9.5	8.1	\triangle 5.5	
男	40~49 才	477	588	12.0	12.0	△ 18.9	
子	50~59才	721	1,077	18.2	22.0	△ 33.1	
	60 才以上	2,014	2,307	50.7	47.0	△ 12.7	
	計	3,785	4,612	95.3	94.0	△ 17.9	
女	子	185	293	4.7	6.0	△ 36.9	



4 漁船の隻数

漁業経営体が保有する漁船の隻数は、3,321 隻で前回調査と比べて815 隻減となっており、種類規模別にみると、動力漁船の100 トン以上が、△41.9%と大きな減少率になっています。

第 11 表 漁船種類別·規模別漁船隻数

単位:隻

711 公 [[[]] [[]] [[] [[] [] [] [[] [] [] [] [
	種類・規模	隻	数	構成」	比(%)	増減率(%)			
	性块 水水	平成 25 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 20 年	1官(政学(70)			
総	数	3,321	4,136	100.0	100.0	△ 19.7			
無動力	力漁船	39	56	1.2	1.4	△ 30.4			
船外	幾付漁船	971	1,209	29.2	29.2	△ 19.7			
動力	魚船	2,311	2,871	69.6	69.4	△ 19.5			
	3トン未満	692	870	20.8	21.0	\triangle 20.5			
	3~5 トン	914	1,163	27.5	28.1	\triangle 21.4			
+	5~10トン	472	552	14.2	13.3	△ 14.5			
内訳	10~20トン	209	248	6.3	6.0	△ 15.7			
八百	20~50トン	3	2	0.1	0.0	50.0			
	50 トン~100 トン	3	5	0.1	0.1	△ 40.0			
	100トン以上	18	31	0.5	0.7	△ 41.9			

5 市町村別主要項目

士四十十万		経営体数		汐	魚業就業者数	<u></u> 汝	:	漁船の隻数	
市町村名	平成 25 年	平成20年	増減率(%)	平成25年	平成20年	増減率(%)	平成 25 年	平成20年	増減率(%)
高知市	45	70	△ 35.7	110	161	△ 31.7	73	95	△ 23.2
室戸市	292	340	△ 14.1	499	578	△ 13.7	317	381	△ 16.8
安芸市	41	47	△ 12.8	101	105	△ 3.8	88	75	17.3
南国市	44	45	\triangle 2.2	62	62	0.0	51	53	\triangle 3.8
土佐市	58	114	△ 49.1	123	225	△ 45.3	85	166	△ 48.8
須崎市	275	370	\triangle 25.7	474	666	△ 28.8	502	720	\triangle 30.3
宿毛市	184	213	\triangle 13.6	440	497	△ 11.5	426	452	\triangle 5.8
土佐清水市	394	472	\triangle 16.5	563	642	△ 12.3	457	579	\triangle 21.1
四万十市	98	112	\triangle 12.5	109	116	\triangle 6.0	132	159	△ 17.0
香南市	89	118	\triangle 24.6	127	168	△ 24.4	99	169	\triangle 41.4
東洋町	60	94	△ 36.2	164	201	△ 18.4	73	124	△ 41.1
奈半利町	48	53	\triangle 9.4	88	102	△ 13.7	57	65	\triangle 12.3
田野町	13	18	\triangle 27.8	18	29	△ 37.9	13	20	\triangle 35.0
安田町	9	25	△ 64.0	14	39	△ 64.1	9	36	△ 75.0
芸西村	4	7	\triangle 42.9	15	28	△ 46.4	8	25	△ 68.0
中土佐町	122	142	△ 14.1	161	189	△ 14.8	154	180	△ 14.4
四万十町	68	73	△ 6.8	73	98	\triangle 25.5	93	102	△ 8.8
大月町	157	195	△ 19.5	370	432	△ 14.4	307	365	△ 15.9
黒潮町	243	253	\triangle 4.0	459	567	△ 19.0	377	370	1.9
県 計	2,244	2,761	△ 18.7	3,970	4,905	△ 19.1	3,321	4,136	△ 19.7

◆利用上の注意

1 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査体系

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在す る海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在す る漁業管理組織	農林水産省	自計申告調査 (面接調査も可能)
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	 地域セン	
内 水 面漁業調査	内水面漁業経営体調 査	内水面漁業経営体	ター等 -	
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	調査員	
流通加工調 查	魚市場調査 冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	水産物の市場 冷凍・冷蔵施設並びに水 産加工業の事業所		自計申告調査または オンライン調査

3 調査の対象

海面に沿う市区町村及び漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 86 条第 1 項の規定により農林 水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

調査対象 19 市町村

高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・宿毛市・土佐清水市・

四万十市・香南市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・芸西村・中土佐町・

四万十町・大月町・黒潮町

4 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- (2) 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

5 調査期日

平成25年11月1日現在で実施

6 調査方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収を行う自計申告調査の方法により行いました。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとりました。

7 数値及び記号の表示

(1)数值

数値は四捨五入しているので、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合があります。 (2)記号

統計表に使用した記号は次のとおりです。

「一」は事実のないもの、調査を欠くもの、事実不詳のもの

「x」は秘密保護上数値を公表しないもの

8 問い合わせ先

高知県総務部統計課

経済統計グループ TEL:088-823-9345

◆ 用語等の解説

海面漁業

海面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)において営む 水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。

過去1年間

平成24年11月1日~平成25年10月31日の期間

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

漁業生産組合

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

共同経営

二人以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、 漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをい う。

その他

上記以外のものをいう。

漁業層

沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖 の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業の種類

主とする漁業の種 類 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類 を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

営んだ漁業種類地方選定漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

都道府県別に重要な漁業種類を独自に細分化・選定したものをいう。(注)高知県 の地方選定漁業種類を参照のこと。 漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船 (まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限 定している (重複計上を回避するため。)。

無動力漁船 船外機付漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置 し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

動力漁船

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航 行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入 るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻 (海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう (潜水も含む。)。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (ア) 海上養殖施設での養殖
 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
- b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
- c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上 において行うすべての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
- a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)でのすべての作業
- b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除
- c 池及び水槽の見回り
- d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
- e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼 業分類

東業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、 かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合 をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い 者をいう。

自営漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち 海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

大海区 (太平洋南区)

海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。そのうちの太平洋南区は、和歌山県と三重県の境界から鹿児島県と宮崎県の境界までの範囲をいう (大海区区分図を参照のこと)。

(注) 高知県の地方選定漁業種類

大海区名	太平洋南区	都道府県名	高 知	
全国漁業種類名		全国漁業種類番号	地方選定漁業種類名	地方選定 漁業種類 番 号
まき網	中・小型まき網	111	巾着網1そうまき網	901
			その他のまき網	902
釣	その他の釣り	131	さば釣り	903
			きんめだい釣り	904
鱼	ご () 粉 美 砧	137	ぶり養殖	905
魚 類 養 殖	ぶり類養殖		かんぱち養殖	906
殖	その他の魚類養殖	141	しまあじ養殖	907

[※] きんめだい釣りは、2013年センサスから導入。

